

## 1 対象事業所

訪問介護で、利用者に感染がわかり、療養中もサービス提供を継続している場合、かかり増し経費の対象となるのか。	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所については、かかり増し経費の対象となります。対象となる経費としては、通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費（感染者へ対応した職員への危険手当や在庫量では不足するガウン、マスク等の衛生用品の購入費用など）が考えられます。
---	---

## 2 対象経費

### ○全般

令和3年度中に感染者が発生し、補助の対象となる経費が発生したが、申請をしていなかった。今からでも申請が可能か。	令和3年度分についても、対象となる経費であれば補助金の申請が可能です。内容の確認や支払いにお時間をいただくことが想定されますので、速やかに提出をお願いします。
領収書などがないと申請はできないか。	購入や支払いの確認のため、領収書や支払い明細等を提出していただくこととしております。領収書が発行されない場合などありましたら、個別にご相談ください。

### ○消毒、清掃費用

介護サービス事業所・施設等の消毒を委託した場合、どのような消毒方法でも対象となるのか。	「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」において新型コロナウイルスに対して有効と示されている消毒方法を対象とします。（空間噴霧は有効性や安全性が確認できていないため、対象外とします。） なお、この取り扱いは、令和4年9月1日以降の契約・発注から適用します。
介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用とは、どのような経費が対象となるか。	対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するもの（予防するもの）は補助対象外となります。 <例> 清掃業務の委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒、清掃に必要な使い捨ての用品の購入費用

	※要因解消以降にも使用できるもの、陽性者等が直接接触していない場所の清掃は対象外です。(消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なごみ箱、エアコンフィルターの清掃費など)
--	---

### ○衛生用品の購入費用

「衛生用品」とはどのようなものか。	その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液、口腔ケア用品、使い捨て食器（紙皿、紙コップ、プラスチックスプーンなど）などです。 体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツ、 <u>スプレーボトル（空容器）</u> などといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。
-------------------	---

### ○施設内療養に要する費用

入居者が感染したが、入院せず施設内で対応した。補助金の対象となるか。	施設の入居者が感染したにも関わらず入院せず、必要な体制を確保しつつ、施設内で療養した場合には、それに要した経費について補助金の対象となります。要件等は、補助の内容【別添2】をご確認ください。
------------------------------------	---

### ○感染性廃棄物の処理費用

どのような費用が対象となるのか。	<u>感染性廃棄物の処理費用に限り対象となり、一般ごみの処理費用は対象外です。感染性廃棄物を数日保管し、一般ごみとして廃棄可となった場合の費用も対象外です。</u>
------------------	--

## 3 その他

申請経費の対象期間	感染者発生から収束日まで（感染者対応等、新型コロナウイルスの影響を受けて対応していた期間）に発生した経費が対象です。
-----------	--